

任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第六号

任用に関する規則の一部を改正する規則

任用に関する規則（昭和二十七年広島県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

- 第一章 総則（第一条―第二条の三）
- 第二章 採用（第三条―第十四条）
- 第三章 昇任（第十五条・第十五条の二）
- 第四章 委任（第十五条の三・第十六条）
- 第五章 採用候補者名簿（第十七条―第二十六条）
- 第六章 採用候補者名簿による採用（第二十七条―第三十六条）
- 第七章 条件付採用及び臨時的任用（第三十七条―第四十条）
- 第八章 補則（第四十一条―第四十二条）
- 第一条第一項中「基く」を「基づく」に改め、同条第二項を削る。
- 第二条及び第二条の二を次のように改める。

（定義）

第二条 この人事委員会規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 採用
職員以外の者を職員の職に任命すること（臨時的任用を除く。）をいう。
- 二 昇任
職員をその職員が現に任命されている職より上位の職制上の段階に属する職員の職に任命することをいう。
- 三 降任
職員をその職員が現に任命されている職より下位の職制上の段階に属する職員の職に任命することをいう。
- 四 転任
職員をその職員が現に任命されている職以外の職員の職に任命することであつて前二号に定めるものに該当しないものをいう。
- 五 標準職務遂行能力
職制上の段階の標準的な職（職員の職に限る。以下同じ。）の職務を遂行する上で発

揮することが求められる能力として任命権者が定めるものをいう。

(任命の方法)

第二条の二 職に欠員を生じた場合において、次の各号に掲げる職については、当該各号に定める方法により職員を任命するものとする。

一 昇任、降任又は転任（ただし、特別の事情によりこれにより難いときは、人事委員会の承認を得て採用によることができる。）

イ 行政職給料表において職務の級が二級以上の職

ロ 研究職給料表において職務の級が二級以上の職（ただし、二級の職にあつては主任及びこれに相当すると認められる職以上の職に限る。）

ハ 医療職給料表(一)において職務の級が二級以上の職

ニ 医療職給料表(二)において職務の級が二級以上の職

ホ 医療職給料表(三)において職務の級が二級以上の職

ヘ 警察官の職において巡査部長以上の職

二 採用、降任又は転任

イ 前号のイからホまでに定める職務の級以外の級の職

ロ 警察官の職において巡査の職

ハ 非常勤の職

第二条の三第一号を次のように改める。

一 採用又は転任

イ 任期付職員条例第二条第一項により任期を定めて採用される職

ロ 任期付研究員条例第三条により任期を定めて採用される職

第二章から第四章までを次のように改める。

第二章 採用

(競争試験による採用)

第三条 職への採用は、次条の規定によつて選考（競争試験以外の能力の実証に基づく試験をいう。以下同じ。）による場合を除き、採用のための競争試験（以下「採用試験」という。）の結果に基づいて作成される採用候補者名簿に基づいて行うものとする。

(選考による採用)

第四条 警察官の職を除く職のうち次に掲げるものへの採用は、選考によつて行うものとする。

一 第二条の二第一号のイからホまでに掲げる職

二 第二条の二第二号イに掲げる職のうち次に掲げるもの

イ 別に定める専門的知識又は技能を必要とする職

ロ 国家公務員又は他の地方公務員の採用試験に合格した者をもつて補充しようとする職で当該採用試験に係る職と同等以下と人事委員会が認める職

ハ 国家公務員の職、他の地方公共団体の職その他これらに準ずる職に正式についてい

る者をもつて補充しようとする職でその者が現についている職と同等以下と人事委員会が認める職

ニ かつて職員であつた者をもつて補充しようとする職でその者が正式に任用されていた職と同等以下の職

ホ その他採用試験によることが不適当なものとして人事委員会が認める職

三 非常勤の職

2 警察官の職のうち次に掲げるものへの採用は、選考によつて行うものとする。

一 国又は他の地方公共団体の行う採用試験に合格した者をもつて補充しようとする職で当該採用試験に係る階級と同等以下の階級に属する職

二 現に国又は他の地方公共団体の警察官又は皇宮護衛官の職にある者をもつて補充しようとする職でその者の経歴に相当する階級と同等以下の階級に属する職

三 かつて警察官又は皇宮護衛官の職にあつた者をもつて補充しようとする職でその者の経歴に相当する階級と同等以下の階級に属する職

四 現に国又は他の地方公共団体の警察官以外の職員の職にある者で、警察官としての適性を有し、又は補充しようとする職に特に必要な技能を有すると認められるものをもつて補充しようとする職でその者の経歴に相当する階級と同等以下の階級に属する職

五 別に定める専門的知識又は技能を必要とする職で任命しようとする者の経歴に相当する階級と同等以下の階級に属する職

(採用試験の目的)

第五条 採用試験は、当該採用試験に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該採用試験に係る職についての適性を有するかどうかを相対的に正確に判定することを目的とする。

(採用試験の対象となる職)

第六条 採用試験は、特定の職又は職の群に応じて行うものとする。

第七条 削除

(採用試験の方法)

第八条 採用試験の方法は、次の各号に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 筆記試験

二 口頭試問及び身体検査並びに人物性行、教育程度、経歴、適性、知能、一般的知識、

専門的知識及び適応性の判定の方法

三 前各号の方法を併わせ用いる方法

(採用試験の告知)

第九条 人事委員会は、採用試験を行うに当たつては、あらかじめ、広島県のウェブサイトその他の適切な広報手段により公表し、受験資格を有する者及び関係者にこれを周知するものとする。

(受験資格)

第十条 受験資格は、採用試験の対象となる職又はその群に応じ、職務の遂行上必要な最少かつ適当な限度の客観的かつ画一的な年令、学歴、免許等をもつて人事委員会が定める。

(選考の目的)

第十一条 選考は、当該選考に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該選考に係る職についての適性を有するかどうかを個別的に判定することを目的とする。

2 前項に規定する判定は、任用される職又はその群に応じて学歴、知識又は技能、資格その他の人事委員会の定める適格性を有することを基準として行うものとする。

(選考の方法)

第十二条 選考は、必要に応じて筆記試験、口頭試問その他の方法を用いるものとする。

第十三条 削除

(選考の実施)

第十四条 選考は、任命権者の請求に基づき、採用しようとする者についてその都度行う。

第三章 昇任

(昇任の方法)

第十五条 昇任は、任命権者が、職員の受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づき、任命しようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする職についての適性を有すると認められる者の中から行う。ただし、次条第一項及び第二項に規定する職に昇任させる場合は、昇任のための競争試験（以下「昇任試験」という。）又は選考を行うものとする。

(昇任試験又は選考の実施)

第十五条の二 警察官の職において、上位の階級（次項第二号に掲げる職を除く。）に属する職へ昇任させる場合（人事委員会が別に定める場合を除く。）は、昇任試験の結果に基づいて作成される昇任候補者名簿に基づいて行うものとする。

2 次に掲げる職への昇任は、選考によつて行うものとする。

一 警察官以外の職

イ 行政職給料表において職務の級が三級以上の職

ロ 研究職給料表において職務の級が四級以上の職

ハ 医療職給料表(一)において職務の級が二級以上の職

ニ 医療職給料表(二)において職務の級が三級以上の職

ホ 医療職給料表(三)において職務の級が三級以上の職

二 警察官の職

イ 警視の階級に属する職

ロ 警部以下の階級に属する職（人事委員会が別に定める資格要件を充たした者を上位の階級に属する職へ昇任させる場合に限る。）

3 昇任試験は、人事委員会が指定する職に正式に任用された職員に限り、受験することが

できる。この場合において、人事委員会は、必要に応じて、職員としての必要在職期間、その者の属すべき行政組織等を定めることができるものとする。

4 選考の判定は、任用される職又はその群に依じて経歴、学歴、知識又は技能、資格その他の人事委員会の定める適格性を有し、かつ、勤務実績が良好であることを基準として行うものとする。

5 第一項の昇任試験については、第六条、第八条及び第九条の規定を準用する。この場合において、第九条中「広島県のウェブサイトその他の適切な広報手段により公表し、受験資格を有する者及び関係者にこれを周知する」とあるのは「受験資格を有する者にこれを通知する」と読み替えるものとする。

6 第二項の選考については、第十一条第一項、第十二条及び第十四条の規定を準用する。この場合において、第十四条中「採用しようとする」とあるのは「昇任させようとする」と読み替えるものとする。

第四章 委任

(競争試験の委任)

第十五条の三 人事委員会は、人事委員会が適当と認める競争試験については、その実施の一部又は全部を任命権者に委任することができるものとする。

(選考の委任)

第十六条 人事委員会は、人事委員会が適当と認める選考については、その実施を任命権者に委任することができるものとする。

「第五章 任用候補者名簿」を「第五章 採用候補者名簿」に改める。

第十七条を次のように改める。

第十七条 削除

第十八条の見出し中「名簿」を「採用候補者名簿」に改め、同条第一項中「名簿」を「採用候補者名簿（以下「名簿」という。）」に、「試験」を「採用試験」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「広島県報に đăng載して公示する」を「広島県のウェブサイトにより公表する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第二十条」を「第二十一条」に改め、同項を同条第四項とする。

第十九条及び第二十条を次のように改める。

第十九条及び第二十条 削除

第二十一条中「任用候補者」を「採用候補者（以下「候補者」という。）」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「任用」を「採用」に改め、同条を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とする。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条 人事委員会は、候補者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを名簿から削除するものとする。

- 一 当該採用試験を受ける資格が欠けていたことが明らかとなった場合
- 二 受験の申込又は採用試験において、虚偽若しくは不正の行為をし、又はしようとしたことが発見された場合
- 三 第三十二条第一項の規定による採用の辞退の届出において、辞退の事由が次のいずれにも該当しないと人事委員会が認めた場合
 - イ 医師の証明のある疾病にかかり、又は負傷していること
 - ロ 任用されるべき職の職務に明らかに関係があり、かつ、その職務の遂行に有益な研修又は教育を現に受けていること
 - ハ その他正当な事由があること

四 前各号の外、人事委員会が定める事由に該当する場合

第二十三条中「一に」を「いずれかに」に、「任用候補者」を「候補者」に改め、同条第一号中「条件附採用期間中」を「条件付採用期間中」に改め、同条第二号中「第二十一条第三号」を「第二十一条第二号」に改め、同条第三号中「第二十一条第四号又は第五号」を「第二十一条第三号又は第四号」に改め、同条第四号中「第二十一条第六号」を「第二十一条第五号」に改める。

第二十四条中「任用候補者」を「候補者」に改める。

第二十五条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「前各号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二項中「広島県報」に登載して公示する」を「広島県のウェブサイトにより公表する」に改める。

第六章 任用候補者名簿による任用」を「第六章 採用候補者名簿による採用」に改める。

第二十七条から第三十一条までを次のように改める。

(名簿による採用)

第二十七条 任命権者は、採用試験の行われる職へ採用しようとする場合においては、名簿の提示を、あらかじめ、人事委員会に請求しなければならない。

(名簿の提示)

第二十八条 人事委員会は、前条の規定により任命権者から名簿の提示の請求があつた場合においては、これを提示するものとする。

2 前項の名簿に記載された者の数が採用すべき者の数より少ない場合又は名簿に記載すべき者がいない場合においては、人事委員会は、他の最も適当と認める名簿から当該職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該職についての適性を有し、かつ、当該職への採用を志望すると認められる者を選択して採用すべき者の数に達するまで提示することができるものとする。

3 前項の規定によつても名簿に記載すべき者がいない場合においては、その旨を任命権者に通知するものとする。

第二十九条から第三十一条まで 削除

第三十二条の見出し中「任用」を「採用」に改め、同条第一項中「任用候補者として提示されている」を「候補者である」に、「任用を」を「採用を」に、「附記して」を「記して」に、「届け出なければならない」を「届け出るものとする」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第三十三条及び第三十四条を次のように改める。

第三十三条及び第三十四条 削除

第三十五条中「任用候補者」を「名簿からの候補者」に改める。

第三十六条を次のように改める。

(準用)

第三十六条 第五章及び本章の規定は、第十五条の二第一項の昇任候補者名簿について準用する。この場合において、第十八条第一項中「採用試験」とあるのは「昇任試験」と、同条第三項中「広島県のウェブサイトにより公表する」とあるのは「昇任候補者に通知する」と、第二十一条中「採用候補者」とあるのは「昇任候補者」と、第二十二条第一号及び第二号中「採用試験」とあるのは「昇任試験」と、第二十五条第二項中「広島県のウェブサイトにより公表する」とあるのは「昇任候補者に通知する」と、第二十七条中「採用試験の行われる職へ採用しよう」とあるのは「昇任試験の行われる職へ昇任させよう」と、第二十八条第二項中「採用すべき者」とあるのは「昇任させるべき者」と、「採用を」とあるのは「昇任を」と、第三十二条中「当該採用を」とあるのは「当該昇任を」と読み替えるものとする。

第七章 条件付採用及び臨時的任用」を「第七章 条件付採用及び臨時的任用」に改める。

第三十七条の見出し中「条件付採用」を「条件付採用」に改め、同条中「法」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）」に、「規定による条件付採用」を「規定による条件付採用」に改め、「当該条件付採用について」を削り、「当該条件付採用期間」を「当該条件付採用期間」に改める。

第三十八条（見出しを含む。）、第三十九条の前の見出し及び同条中「条件付採用期間」を「条件付採用期間」に改める。

第三十九条の二中「競争試験」を「採用試験」に、「基いて」を「基づいて」に、「条件付採用期間」を「条件付採用期間」に、「こえる」を「超える」に改める。

第四十条中「こえない」を「超えない」に改め、同条第一号中「採用、昇任、降任又は転任の」を削り、同条第三号を次のように改める。

三 当該職に対する名簿の提示の請求に対し、任命権者が人事委員会から提示された名簿に記載された者の数が採用すべき者の数より少ない場合又は名簿に記載すべき者がいない

場合

附 則

(施行期日)

1 この人事委員会規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この人事委員会規則の施行前にこの人事委員会規則による改正前の任用に関する規則（これに基づく人事委員会の定めを含む。）の規定によつてした又はすべき手続、通知その他の行為であつて、この人事委員会規則による改正後の任用に関する規則（これに基づく人事委員会の定めを含む。以下「新規則等」という。）の規定に相当の規定があるものは、他の人事委員会規則（これらに基づく人事委員会の定めを含む。）に別段の定めのあるものを除き、新規則等の相当の規定によつてした又はすべき手続、通知その他の行為とみなす。